

内閣参質一八〇第二六号

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加藤修一君提出エアゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員加藤修一君提出エアゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

エアゾール缶、カセットボンベ、ライター等の可燃性ガスが内容物として含まれる製品（以下「エアゾール缶等」という。）の処理時における火災・爆発事故の防止を図るため、今年度、環境省においては、十市を対象として、エアゾール缶等の収集区分、収集方法、処理時における事故の発生状況等について詳細な調査を行っているところである。同省としては、当該調査の結果を踏まえ、全国調査の必要性や、御指摘の「分別収集を行った上で処理機器等を活用して一括して処理する方式」も含めたエアゾール缶等の処理時における火災・爆発事故防止対策の在り方について検討してまいりたい。

四について

お尋ねの「爆発・火災事故の被害総額」については、把握していない。また、お尋ねの「修理費と復旧までのごみ処理委託費の合計額の推計値」については、推計することが困難であることから、お答えすることは困難である。

五について

一般廃棄物の処理のために市町村が行う施設整備に対しては、循環型社会形成推進交付金により支援を行っており、エアゾール缶等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となることから、その旨周知するとともに、エアゾール缶等の安全な処理の推進に向けて、普及啓発等の適切な措置を講ずるよう、関係業界に対して、要請してまいりたい。